



教職員業務の遂行に起因した**損害賠償請求**に!

2025年8月～2026年7月  
加入のご案内

公益財団法人日本教育公務員弘済会 団体保険

# 教弘まなびや 〔教職員賠償責任保険〕



教職員個人が訴えられることも…

■授業中に生徒がケガ、先生個人に損害賠償請求。

損害賠償金 お見舞金



■生徒を注意したら人格権の侵害と訴訟を起こされる。

争訟費用 損害賠償金



■卒業アルバムの校正に誤りがあり、追加費用を負担した。

損失を補填する費用



- 1 教職員個人の**争訟費用**(弁護士費用等)および**損害賠償金**を補償!
- 2 **初期対応費用**も補償!  
(身体障害を被った被害者への見舞金等)
- 3 **遡及補償** 初年度加入日より前に行った行為に起因する請求も補償!
- 4 **延長補償** 教職員でなくなった後になされた請求についても**5年間**補償!
- 5 卒業アルバムの校正ミスなどの教職員業務で**個人が負担せざるを得なかった費用**を補償!

**自動更新** 2025年8月1日始期 2025年8月1日午後4時～  
2026年8月1日午後4時(1年間)

**中途加入の補償期間** 毎月20日締切で、  
締切日の翌月1日午前0時～2026年8月1日午後4時

**募集期間** 2025年6月1日(日)～2026年6月20日(土)

WEB 加入手続きは  
こちらから

<https://nikkyoko-sompo.jp>



## 加入者(=被保険者)資格について

(公益財団法人  
日本教育公務員弘済会の会員で、以下に該当する方)

公立学校、国立学校および私立学校の教職員\*

[ご注意] 教育委員会・教育事務所の職員の方は、  
被保険者になれません。

\*「教職員」とは、学校教育法に規定する学校の校長  
および教員ならびに部活動を指導する教育関係の  
職員等

## 教弘まなびや〔教職員賠償責任保険〕

### 保険金額(支払限度額)

	タイプ名	Mタイプ
補償内容 (教職員業務中)	他人の身体の障害、 他人の財物の損壊、 人格権侵害等に起因する 賠償責任、争訟費用	1請求・保険期間中 / 1億円
	初期対応費用	1事故 / 100万円
	訴訟対応費用	1請求 / 100万円
	損失を補填する費用	1事故 / 10万円

年払保険料:6,240円

中途加入保険料はパンフレットで  
ご確認ください。

※9月1日始期以降、中途加入される  
場合は、保険始期日までに指定口座  
への保険料の振込が必要です。

保険期間中に教職員でなくなった場合、  
教職員賠償責任保険は不要となりますので  
取扱代理店までお問い合わせください。



もっと詳しい内容を  
知りたい方は、  
こちらのパンフレットを  
ご覧いただけます

このご案内は、「教職員賠償責任保険」の概要について  
説明したものです。保険の内容は、パンフレットをご覧ください。  
詳細は団体が保有する保険約款によりませんが、  
ご不明な点がありましたら、代理店または引受保険会社  
東京海上日動火災保険株式会社におたずねください。ご加入に  
際しては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

公益財団法人 日本教育公務員弘済会  
<https://www.nikkyoko.or.jp/>

2025年2月作成 募集文書番号24T-002273